

仙台市コンプライアンス推進委員会設置の経緯及び目的について

コンプライアンスとは(一般論)

【 コンプライアンス (compliance) 】

- コンプライアンスの語源 complete + supply → 従うことにより完全なものを提供する。
- 日本語訳としては「法令遵守」だが、単に法令だけでなく、組織内の行動規範、社会的倫理も含むものと解されている。
- 欧米のコンプライアンスの議論では integrity (完全性・誠実性)という言葉が用いられることがある。

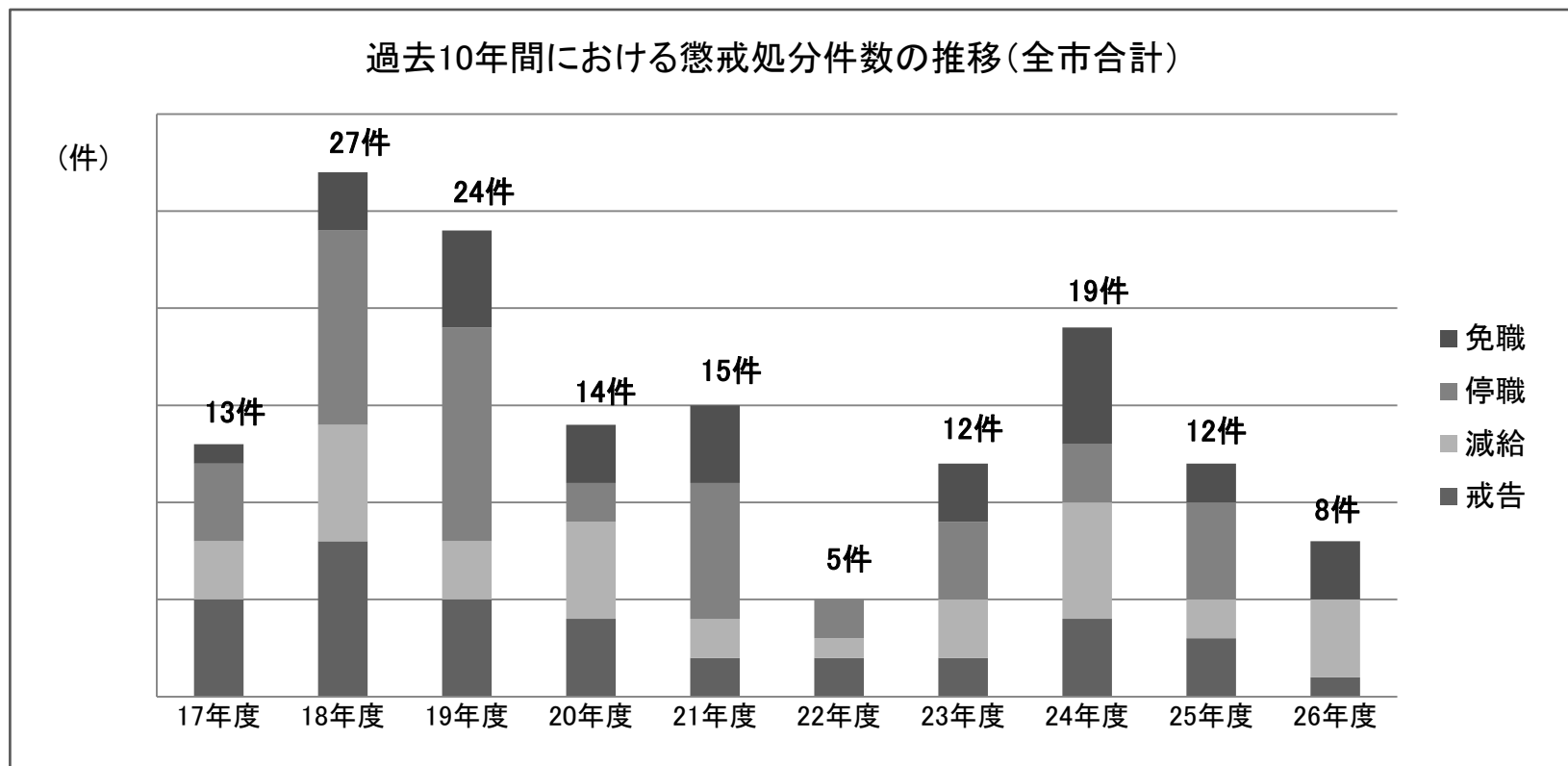


法令等の遵守はもとより、誠実さを持って職務に当たることが顧客からの信頼を得ることに繋がり、ひいては企業価値の向上に繋がる。

コンプライアンス推進委員会設置の経緯及び目的

懲戒処分件数の推移

- 過去10年間における懲戒処分件数は仙台市全体で149件
- 懲戒処分の内容は戒告36件、減給35件、停職48件、免職30件
- 平成18・19年度から比較すると減少しているものの、依然として一定の件数が発生している。



コンプライアンス推進委員会設置の経緯及び目的

懲戒処分事案の内容

懲戒処分の対象となった非違行為を、公務内／公務外で分類すると、過去10年間の合計149件のうち、公務内111件(※)、公務外38件

(※ 公務内には部下職員の非違行為についての監督責任16件を含む)

公務内 : 公務上の法令違反、不適正事務処理、服務義務違反、部下職員の監督責任 等

公務外 : 公務外の道路交通法違反、傷害・暴行等の刑法違反、その他の非行 等

(件)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
公務内	11	21	16	10	12	5	9	15	7	5	111
うち 監督責任	(1)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(7)	(0)	(1)	(16)
公務外	2	6	8	4	3	0	3	4	5	3	38
計	13	27	24	14	15	5	12	19	12	8	149

コンプライアンス推進委員会設置の経緯及び目的

- 依然として不祥事は発生し、また、衆議院議員選挙における不適正処理といった市政全体への信頼を大きく損うような事案も起こっているなか、失われた市民の信頼を取り戻していくことが急務となっている。
- 法令やルールを守ることは「当たり前なこと」だが、不祥事を未然に防ぐためには、「当たり前なことを当たり前に行う」という意識付けが必要であるとともに、これを職員一人ひとりが実践しなければならない。
- また、コンプライアンスは職員個人の意識の問題だけではなく、組織風土などにも大きくかかわる問題であるため、組織的な取り組みが必要となる。
- これらの諸課題へ対応していくために、コンプライアンス推進委員会を設置し、ご議論を頂きながら、全庁的にコンプライアンスを推進し、職員の意識改革や組織風土の改善に取り組むことで、市政の信頼回復を図っていく。

コンプライアンス推進委員会の設置

【設置目的】

本市におけるコンプライアンス推進のために必要な施策について、機動的かつ迅速に企画立案し、実行につなげることを目的として設置する。

【組織体制】

委員長：藤本副市長

副委員長：総務局長

内部委員：健康福祉局長、都市整備局長、青葉区長

外部委員：弁護士、公認会計士、大学教授など、
コンプライアンスに関する実務に詳しい方(3名)

臨時委員：必要に応じて委嘱

※コンプライアンス推進委員会の下部組織として幹事会を組織する。

幹事長：人材育成部長

幹事：庶務課長、文書法制課長、行財政改革課長、人事課長、職員研修所長、
健康福祉局介護保険課長、環境局ごみ減量推進課長、
建設局道路計画課長、宮城野区総務課長

コンプライアンス推進委員会の位置づけ

